術移転兼業が構造改革特別区域法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「内閣総理大臣の認定」という。）を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）に基づくものである場合において、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その勤務時間の一部を割くことができる。

一　当該研究職員が勤務時間を割いて当該技術移転兼業を行わなければ、規則一四―一七第二条第二項に規定する研究機関認定事業等の実施に支障が生じること。

二　（略）

2～4　（略）

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一四―一八―四

人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十一条第一項に規定する特定試験研究機関、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九条の二第三項第五号に規定する特定試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。 2　（略）	（定義） **第二条**　この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する特定試験研究機関、同法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。 2　（同上）

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一四―一九―四

人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十一条第一項に規定する特定試験研究機関、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九条の二第三項第五号に規定する特定試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。 2　（略）	（定義） **第二条**　この規則において「研究職員」とは、試験研究機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する特定試験研究機関、同法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等の長である職員を除く。）のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。 2　（同上）

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。